明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一一五）　一
○地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令の一部を改正する省令（同一一六）　三
○令和六年度分の地方交付税の交付額の特例に関する省令（同一一七）　三
○港湾法施行規則及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通一〇七）　三
○港湾調査規則の一部を改正する省令（同一〇八）　四

〔告　示〕
○重要文化財を管理すべき団体を指定する件（文化庁二三）　七
○史跡名勝天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同二四～二八）　六
○登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（同二九）　元
○重要文化財を管理すべき団体を指定する件（同三〇）　元
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第二条第一項及び第五項並びに第四条第一項から第三項までの規定による公表の方法を告示する件（農林水産二三二五）　元

〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責関係　三
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　六
会社その他　会社決算公告　吉

省令

○総務省令第百十五号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月二十四日

総務大臣　村上誠一郎